

税

市税などの
休日収納窓口
(毎月第四日曜日)



平日は、お仕事などで忙しく、金融機関で市税などの納付が困

難な方は、ご利用ください。
とき 10月22日(日) 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
ところ 1階収納グループ窓口
業務内容 市税、国民健康保険税、介護保険料、公共下水道受益者負担金、市営住宅家賃、借上公共賃貸住宅家賃の収納業務および納税相談

問合せ先
収納グループ
☎52-11111(内線241～243)

年金

国民年金保険料
免除申請期間の
延長について

平成17年4月分以降の免除申

請などの手続きを忘れていた期間はありませんか。
平成17年4月分以降の全額免除・半額免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請書を提出する期限が、特例措置により平成18年10月末日に延長されました。

問合せ先
刈谷社会保険事務所
☎21-21111
岡市民窓口グループ
☎52-11111(内線261・262)

国民年金基金に
加入しませんか

国民年金基金は、自営業などの方が老齢基礎年金に上積みする制度です。
加入できる方は、国民年金に加入し、保険料を支払っている

第1号被保険者の方です。
掛金は、掛け捨てではありません。少ない掛金でもはじめる自由なプランで、掛金は途中で増減できます。
公的な年金ですから、掛金は全額所得控除できます。
問合せ先
愛知県国民年金基金
☎0120-436373

国保

国民健康保険加入の皆さんへ
退職者医療制度を
ご存じですか

長い間勤めた会社を退職し、年金を受けている方とその家族は、退職者医療制度で医療を受けることとなります。退職者医療制度の概要は表のとおりです。該当すると思われる方で、まだ届け出をしていない方は、速やかに届け出をお願いします。
問合せ先
岡市民窓口グループ
☎52-11111(内線216・261)

下記条件の方が対象となります。

区分	条件	届け出に必要なもの
退職被保険者(本人)	①国民健康保険に加入している人 ②老人保健に該当していない人(75歳未満の方) ③厚生年金や船員保険、各種共済組合から老齢(退職)年金または通算老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度に20年以上、または40歳以降に10年以上加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 年金証書 印鑑
退職被保険者(被扶養者)	退職被保険者本人の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含む)、三親等内の親族で、主として退職被保険者本人により生計を維持されている方 ※年間収入が一定基準額を超える場合は、対象にならないことがあります	※退職者医療制度は、年金受給権が発生した日から適用されますので、年金証書を受け取ったら、すぐに届け出をしてください。